

令和8年度 熊本県立阿蘇中央高等学校 生徒心得

◆基本方針及び原則

私たちは在学期間をとおして、社会人基礎力や専門性、さらには未来を切り拓く資質・能力を身に付け、熊本の創造的復興と地方創生に寄与するグローバルな視野を持つリーダーとなることを目指す。

また、学習活動（授業・学校行事等）の目標を達成することを最優先とし、学習活動に専念するために健康面や安全面において必要な取り組みに、適切に対処する。ただし、他の生徒の学習する権利や安心・安全を侵害しない。

1 学校生活

社会人基礎力を養うにあたり、学校生活が集団生活であることを自覚し、規律を重んじ、他者との良好な関係づくりに努める。

2 整容

阿蘇中央高校生として身だしなみを整えることで、学校のみならず地域社会の一員としての自覚を持ち、学習活動に専念する態度を養う。

3 情報通信機器・インターネットの使用

携帯電話やスマートフォン等の情報通信機器の安全かつ適切な利用の仕方を学ぶとともに、ネット社会における加害者並びに被害者にならないための、知識・技能及び思考力・判断力を身につける。

4 校外の生活

本校生徒としての自覚を持ち、地域社会を担う一員としてふさわしい行動を心がける。

5 交通

地域社会の一員として、交通に関する法令及び交通マナー・モラルを遵守する。各種の免許取得、自転車通学は別途規定を遵守する。

6 アルバイト等

学業や部活動を優先とし、アルバイトや家業手伝いが必要な場合は別途規定に基づき申請し、許可を受ける。

7 生徒心得及び各種法令の遵守

学校生活における心得、社会生活における各種法令を遵守し、人権の尊重に反する行為はしない。

8 本心得の見直しについて

本心得は、年に一度は見直しを行う。

◆細則

1 学校生活

- (1) 午前8時30分までに登校する。
- (2) 諸事情により欠席・遅刻・早退等の場合は必ず学校へ連絡・報告する。
- (3) 原則午後4時50分までに下校する。
- (4) 学校の備品及び共有物については、不正使用、破損等のないように取り扱う。
- (5) 個人の所持品には記名を行うなど紛失・盗難の未然防止に努める。
- (6) 定期考査等において不正行為及びそれに類する行為は行わない。(「試験上の注意事項」を遵守する)

2 整容

(1) 服装

学校指定の制服(着用者名の刺繍あり)を以下の通り着用する。また登下校においては原則、制服を着用する。また制服の改造はしない。

- ①冬服：ブレザーを着用する。 長袖シャツはネクタイ・リボンを着用する。

セーターは学校指定のものを着用する。

- ②中間服：長袖シャツのみ、または長袖シャツとセーターの着用を中間服とする。

- ③夏服：半袖シャツはネクタイ・リボンを着用しない。

※移行期間：一斉の移行期間・時期は設けない。自身の体調等に合わせて移行する。

- ④靴：安全に着用・通学できるものを着用する。

- ⑤靴下：色は黒・紺・白・グレーの単色とする。またタイツは気候・体調に合わせて着用する。

タイツの色は黒とする。

- ⑥防寒着：原則、学校指定の防寒着(体育の授業時のウィンドブレーカー)とするが、それ以外の防寒着(色は黒・紺・白・グレーの無地・単色に限る。)も可とする。ただし、防寒着着用の際は中にブレザーを着用すること。また 学校指定外の防寒着の着用は登下校時(校舎間等移動時を含む)においてのみとする。なお極寒時には別途定める。

※式典の際は、次の通り着用するものとする。

・中間服・冬服の場合はネクタイを着用する。

・靴下：色は黒・紺の単色とする。丈は「くるぶしを確実に覆う長さ」とし、スラックスを着用した際の着席時には、「脚部(肌)が見えない長さ」とする。またスカート着用時は黒色のタイツ着用を可とする。

(2) 頭髪

- ①髪で目を覆わない。

- ②長い場合、式典等においては束ねる。

- ③極端な刈り込みが表に見えるヘアスタイルはしない。

- ④パーマ、染色、髪型の加工(整髪料の使用等)をしない。

パーマ、染色、髪型の加工をした場合には、元に戻す。

(3) その他

- ①化粧水、日焼け止め等の肌を保護する目的以外の化粧行為をしない。
- ②ピアスやネックレス等のアクセサリー類は原則として身につけない。またピアス用の穴を開けない。

3 情報通信機器・インターネットの使用

- (1) 携帯電話・スマートフォン等の学校敷地内の使用は原則禁止とする。校内では電源を切り、バッグ等に収納する。必要な場合においては昼休み、放課後においてのみ、各校舎、所定の場所で使用することができる。
- (2) 学習用タブレット端末等の使用については、熊本県の「熊本県立学校学習者用端末等取扱規程」ならびに本校の「熊本県立阿蘇中央高等学校学習者用端末等活用規程」を順守する。
- (3) SNS利用等（インターネット）における他人への誹謗中傷や個人情報の流布等、不適切な使用をしない。

4 校外の生活

深夜徘徊について：熊本県青少年保護育成条例（午後11時～翌午前5時の外出）に違反しない。

5 交通

次の(1)～(3)を希望する際は、別途説明を受け許可を得る。

(1) 自動車免許の取得

3年次において、以下の条件の下に許可される。

- ①進路が決定している（又は準ずる）
- ②成績不振科目がない ③各種納入金等が完納している。

(2) 自動二輪車免許の取得

原則禁止。ただし3年次において必要に応じ、審議が行われる。

(3) 原付バイク通学および免許の取得

以下の条件の下、通学に使用する場合に限り、免許の取得が認められる。

- ①第一種原動機付自転車免許に限る。
- ②自宅から学校までの距離を原則8km以上30km以内（地理的事情を考慮し審議が行われる）とする。
- ③1学年修了後の春季休業中以降の受検とする。

*留意事項：原付バイク免許を取得した場合は保護者と相談のうえ任意保険に加入する。

(4) 自転車通学

- ・「自転車通学許可願い」の手続きを踏んで許可を得る。
- ・自転車を使用する際はヘルメットを必ず着用する。
(※自転車用ヘルメットの安全基準を満たしているものを着用する)

6 アルバイト等

(1) アルバイトは以下の条件に同意の上、所定の手続きを完了した場合に実施することができる。ただし、1年生の1学期期間は学校生活を優先することから禁止とする。

①学校生活

- ・成績不振がない。(欠点や時数不足がない)
- ・学校生活に問題がない。

②就業時間

- ・平日：放課後の時間帯から午後8時までとする。
- ・土日祝日、長期休業中等：午前8時から午後8時までとする。ただし、長期休業期間の特別な事情を要する場合には、別途審議が行われる。

③次の業種でのアルバイトは禁止とする。

- ・酒類を主として提供する場所での労働
- ・遊興的接客業
- ・有害物質を取り扱うなどの危険な労働
- ・バイクを使用する労働
- ・その他高校生として風紀上問題があると判断される場所。

④アルバイト停止期間

定期考査1週間前から考査終了日前日まで

(2) 家業手伝いが諸事情により必要な場合は、別途規定の説明を受け申請する。家業手伝い先は、原則同一家計であることとする。

7 生徒心得及び各種法令の遵守

上記1～6を大きく逸脱するような問題行動等が発生した場合には、学校が実施する指導、支援、懲戒等に従い、よりよい学校生活を送ることができるよう自らの行動を見つめなおす。

以上、阿蘇中央高校生の基本的な在り方として、誇りと自覚を持ち、責任と規律ある学校生活を送りながら、互いに認め合い、励まし合うことで自尊心を育めるよう努める。